

企業法務

第1回：不競法，民法編

職業能力開発総合大学校 能力開発研究センター 開発研究部調査研究室 桜井 博行

1. 企業法務への誘い

社会・経済のグローバル化，さらに規制緩和，IT化の進展を背景に企業取引はもちろん個人（一般消費者）取引も大きな変化の渦中にある。

このような大きな変化は，ビジネス，日常生活あらゆる場面で，われわれの取引・契約の機会を増大させている一方，トラブル発生の機会も増大させている。

かかるトラブルへの対処は，事前的であれ事後的であれ法律上の対応が必要なもの，すなわちリーガルマインドが求められるものが多い。

ここでリーガルマインドとは，法的思考ぐらいの意味であるが，取引環境の変化は法律上の対応形態に大きな影響を与えることとなり，人的経営資源に求めるナレッジとして，リーガルマインドへの依存が高まった。

人的資源のレベルアップを業務の中心に据える職業能力開発業務関係人として，かかる状況を把握すべきはいうまでもない。また，取引環境の変化に対応した商法，民法の最近の改正等についても同様のことがいえる。

本「ビジネス法務講座」は，企業法務のトピックと思われるものや法務にとって重要な法律を題材に，これの紹介・概説をせんとするものである。

題材の提供や質問はもちろん，執筆の分担も含め，関心ある方の積極的参加をお願いする次第である。

今回はドメインネームに関連した判決，および改正民法について述べる。

2. ドメインネーム不競法適用の事例

ドメインネームとは，インターネット上の存在を表すもので，簡単にいえばユーザー（個人，会社，団体等）のインターネット上の住所に相当するものをいう。本来ネットワーク上ではお互いのコンピュータをインターネットプロトコル番号（IPアドレス）で認識するのであるが，111.222.333.444のような数字の列であるIPアドレスは私たち人間にとってはなじみやすいものではない。そこでこのIPアドレスを覚えやすい文字列や数字に関連づけたものがドメインネームである。ユーザー名，ユーザーにまつわる呼称（ペンネーム，屋号等）や商標等，自分や自分の会社のドメインネームを，例えば「****（自己の名称，会社名，屋号，商標等）com」として登録しておけばURLは認識しやすく，また，アクセスの容易性も向上することから，宣伝効果も大きい。かかるドメインネームの登録（取得）は，先願主義（早い者勝ち），かつ原則無審査であるため，例えば他人の著名な商標の一部を用いたドメインネームを取得し，当該商標へのただ乗り（フリーライド），当該他社への買い取り要求をする者（ドメインネームブローカーまたはサイバースクワッターと呼ばれる）の出現が問題になっている。

これまでにない新しいタイプの問題であり，直接これを規律する法律が存在しないことから，その対処をめくり実務界はもとより学会においても活発な議論が展開され，サイバースクワットを制止するための法制も検討されている。

このような中であって、現行法を適用してサイバースクワッターに対応した判決が出され話題になっている。

事案の概要：原告X（株式会社ジャックス）は、割賦購入あっせん等を主たる事業とする株式会社であり、当該業務についての商標「JACCS」の権利者である。一方、被告Y（有限会社日本海パクト）は、簡易組立トイレの販売およびリース等を事業とする有限会社であり、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）平成10年5月26日受付の登録ドメイン名「<http://www.jaccs.co.jp>」を取得し、開設するホームページにおいて「JACCS」の表示を用いて営業活動をしている。

これに対しXがYに、そのホームページによる活動に「JACCS」の表示を使用してはならない JPNIC への登録ドメイン名「<http://www.jaccs.co.jp>」を使用してはならない、との請求を掲げ富山地裁に提訴した。

本件の争点は、本件ドメイン名の使用が、不正競争防止法2条1項1号および2号の「商品等表示」の「使用」に当たるか否か、同法2条1項2号のその他の要件に該当するか否か、すなわち原告の営業表示の著名性と本件ドメイン名と原告の営業表示との同一または類似性があるか否か、はたまた同法2条1項1号のその他の要件に該当するか否か、

本件ドメイン名の使用差止めの適否、本件請求は権利濫用か否か、ホームページ上の「JACCS」の表示の使用差止めの適否、であった。これらにつき裁判所は以下のように判断した。

につき、ホームページの画面には大きく「JACCS」との表示があり、ホームページの開設主体であることを示しており、ドメイン名も「jaccs」で、「JACCS」のアルファベットが小文字になっているにすぎないことからすれば、この場合の本件ドメイン名は、右ホームページ中の「JACCS」の表示とともに、ホームページ中に表示された商品の販売宣伝の出所を識別する機能を有しており、「商品等表示」の「使用」と認めた。

につき、Xは平成10年7月1日時点で、全国に124の支社・支店・営業所を有し、昭和51年4月に、

「北日本信用販売株式会社」から「株式会社ジャックス」に商号変更している。同じころ、本件商標を社名変更案内に表示したのをはじめとして現在に至るまで、Xの発行するクレジットカード、新聞広告、パンフレット、テレビコマーシャルおよびXの従業員の名刺等には必ず本件商標を表示してきた。また、Xの発行するクレジットカードには「JACCS CARD」と表示されている。Xは、昭和51年11月に東京証券取引所2部市場へ上場し、昭和53年9月には、同1部市場に指定替えとなった。また、同じころから現在に至るまで、全国ネットのテレビコマーシャルを放映し、一般消費者に対し、その営業の宣伝を行っており、このコマーシャルは、最後に、本件商標が表示されるとともに、「ジャックス」または「ジャックスカード」という音声流れるものであった。そして、本件商標は、「J」「A」「C」「C」「S」を図案化したものであるが、「JACCS」というアルファベットを示すものであることは一見してわかるものであり、これを「ジャックス」と称呼することも、一般消費者に認識されていた（以下の認定事項省略）との事実によれば、遅くともYが本件ドメイン名を使用した平成10年までには、「JACCS」という表示は、Xの営業表示として「著名」になっていたとして、Xの営業表示の著名性を認めるとともに、「JACCS」と「jaccs」との対比において、アルファベットが大文字か小文字かの違いがあるほかは、同一である。そして、實際上、小文字のアルファベットで構成されているドメイン名がほとんどであることに照らせば、大文字か小文字かの外観の違いは重要ではないとして、Xの営業表示と本件ドメイン名の類似を認めた。

につき、との認定から、本件におけるYの本件ドメイン名の使用は、不正競争防止法2条1項2号の不正競争行為に該当するとした。

につき、Yは、平成10年7月中旬ころ、X代表者およびXの取締役らに対し、Yが本件ドメイン名を登録した旨および「御社が将来的に損失を被る恐れ有りとお考えの節は、譲渡又はレンタルそのものに依る形もあろうかと思ひます」などと記載した書面を送付したほか、Xが本件訴訟を提起した平成

10年11月27日までの間に、「ドメインの重大性にお気付きの役員もおられることを思い、端株を持つ者として心強くも感じられます」などと記載した書面や、「御社にとりましては、ネット上は不自然でみっともない形になっている」、「このままの状態を放置すれば、世間の物笑いの種とも成りかねません」などと記載した書面を送付しており、Xに対し、本件ドメイン名の対価として金銭を要求していたことを認定している。そして、Yが本件ドメイン名の使用が不正競争に当たることを争っていることを考慮すると、本件ドメイン名の使用を今後も継続するおそれがあるというべきであり、Xの営業表示と混同されたり、Xの営業表示の価値が毀損される可能性があり、Xの営業上の利益が侵害されるおそれがあると認められる。よって、Yによる本件ドメイン名の使用を差し止めるべきである、とした。

なお、完全な先願主義が採られているドメイン名の登録について先願申請の努力をしなかったXが、己の営業表示の著名性等を理由に、先願登録したYの本件ドメイン名の使用を差し止めるのは権利の濫用である旨主張する点につき、JPNIC管理のcoドメインについては完全な先願主義が採られているが、そのことと、本件ドメイン名の使用が不正競争防止法に触れ裁判所により差し止められるか否かとは別個の問題であり、JPNICにおいても、ドメイン名の使用の差止めを命ずる確定判決等の提出があればドメイン名の登録を取り消すことができるとしていること（「ドメイン名登録等に関する規則30条(3)」）をも考慮すると、ドメイン名の登録が先願主義であることをもって、ドメイン名の使用の差止め請求を阻止することはできないというべきである。そして、原告が先願申請の努力をしていないという点についても、本件における被告のドメイン名の登録・使用をめぐる事情（買取り、金銭要求等を指す）に照らせば、右の点は権利濫用と評価される事情とはいえないとした。

につき、ホームページ上の営業活動に「JACCS」の表示を使用することが、「商品等表示」の「使用」に当たることは明らかであるから、Yが右ホームページ上で「JACCS」の表示を使用した

行為は、不正競争防止法2条1項2号の不正競争行為に該当する。既述したようにYが、ホームページにおける営業活動に「JACCS」の表示を再び使用するおそれがある以上、Xの営業上の利益が侵害されるおそれがあると認めた。

したがって、Yがホームページによる営業活動に「JACCS」の表示を使用することを差し止めるべきである、としてXの請求を認容した。

3. 民法改正の概要

ここで民法改正とは、「民法」本法すなわち民法典の改正のことである。

改正民法（以下「新法」という）のいう法定成年後見は、改正前民法（以下「旧法」という）の「禁治産（旧法7条）」と「準禁治産（同11条）」を統括した概念であり、前者に対し「後見」が、後者に対し「保佐」が、それぞれ新法における制度である。新法ではこれに「補助」が加わり、旧法下での2制度が新法下では3制度となった。

3.1 後見

後見制度とは、精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者について、家庭裁判所が本人、配偶者その他一定の範囲の者の請求により、後見開始の審判をなす法上の仕組みをいう。

旧法下での禁治産宣告にあっては、その対象者を心神喪失の状況にある者としていた。これが差別的であるとして改められたが、実質的内容に変わりはない。

事理弁識力を欠く状況にあるとは、意思能力さえない状態をいう。このような者のした法律行為は無効である。ところが、現実の契約（法律行為）では、事理弁識力を欠く状況にあったことの主張・立証が困難な場合が多い。

そこで、法律をもって定型的に事理弁識力を欠く状況にある者を明らかにし、このような者の保護を図ろうとした。これが後見制度であり、結果的に取引の相手方保護にもつながる。

成年被後見人の法律行為は、禁治産者の場合と同様取り消すことができる。ただし、日用品の購入等については本人の判断に委ねられる。それ故、取消

権の対象から除外されている（9条但書）。

ところで、成年被後見人は事理弁識力を欠く状況にある者であるところ、本来このような者の法律行為は、無効であるはずにもかかわらず、取り消し得る行為としたのは、結果の処分を成年被後見人側に留保することで実質的保護を担保するためである。

後見制度における被後見人は、後に述べる保佐制度における被保佐人と違い保護者（後見人）の同意があっても単独で法律行為をすることはできない。

意思表示の受領能力は持たないが（98条）、遺言については、後見開始の審判を受けていても、一時的に判断能力を有しているときは、医師2人以上の立合等を条件に認められる（973条）。

3.2 保 佐

保佐制度とは、精神上的の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者について、家庭裁判所が本人、配偶者その他一定の範囲の者の請求により、保佐開始の審判をなす法上の仕組みをいう。

旧法下での準禁治産宣告にあっては、その対象者を心神耗弱者および浪費者としていたが、前者は差別的表現であるとして改められ、後者は判断能力のある浪費者を含めることは、私的自治への過度の介入になると考えられるので除外された。

本人の能力の範囲は、準禁治産の場合と同様12条1項所定の行為（元本の受領等）および同条2項に基づいて指定された行為をなすには保佐人の同意が必要である。ただし、日用品の購入等については保佐人の同意は不要である（12条1項但書）。これと、保佐人の取消権が新法上の保佐の特徴である。

ここで、12条1項所定の行為とは、重要な法律行為であり、これの利害得失に関する判断のみを保佐人に依存し、実際の法律行為は被保佐人たる本人が単独でできるとしているのが保佐制度である。

保佐人に認められた取消権の対象は、原則として12条1項所定の行為である。

原則としてとは、同条2項で対象とする行為を拡張される場合があることを考慮したものである。

関連することとして、保佐人に代理権を付与できる旨の規定が盛り込まれた（876条の4）。家庭裁判所は、本人、配偶者、保佐人その他一定の者の請求

により、被保佐人のために「特定の法律行為」について、保佐人に代理権を付与する審判ができることとなった。これによって付与される代理権は法定代理権ではあるが、代理権の範囲が特定の法律行為に限定されている点、かつ付与に際し本人の同意が必要である点が通常の法定代理と異なる。

かかる代理権付与の審判請求が本人以外の者よりなされ、代理権を付与する審判をするときは、本人の同意を必要とする旨が876条の4第2項に規定されている。保佐人の代理権保有が被保佐人に与える利害の重大性、自己決定を尊重という改正趣旨を反映したものである。

これに伴い、保佐人の法定代理人としての行為に慎重を期すため、家庭裁判所が必要と認めるときは、請求または職権により、保佐監督人を選任できるとの規定も新設されている（873条の3第1項）。

3.3 補 助

補助とは、これまで行為能力制限の対象とならなかった軽度の痴呆・知的障害・精神障害の状態にある人々について、補助人の選任より高度な判断能力を要する契約の締結などの法律行為におけるきめ細かな保護を可能とすべく、民法の平成11年改正で新設された成年後見制度である。

補助開始の審判で判断され、精神上的の障害により事理を弁識する能力が不十分な者が対象となり、本人の申立て又は同意（14条1・2項）と、当該審判は補助人に対する同意権付与の審判（16条1項）又は補助人に対する代理権付与の審判（876条の9第1項）とともになすことが必要である（14条3項）。

保護の対象となる本人は被補助人と、保護者は補助人と呼ばれる。

補助開始の審判とともに補助人に対する同意権付与の審判がなされると、同意権が付与された「特定の法律行為（12条1項所定の行為の一部に限る）」については、補助人の同意が必要である。

補助人の同意又は補助人の同意に代わる家庭裁判所の許可（16条3項）を得ない場合は取消しが可能である（同条4項）。

保護者である補助人は、同意権・取消権（追認権を含む）、代理権の一方又は双方を有し得る（16条、

120条1項, 122条, 876条の9)

後見, 保佐, 補助開始の審判の取消しは, それぞれの審判開始の取消しによってなされることにおいて共通である(17条1項)。

しかし, 補助における取消しにあつては, 補助人に同意権と代理権が与えられる場合があるので, これに対応した一方のみの取消しや, 一部取消しによって同意権や代理権の対象を限定することが可能となっている(17条2項, 876条の9第2項)。

同意権と代理権の双方の全体を取り消す場合は, 補助開始の審判を取り消さなければならない(17条3項)。補助における取消しは, 補助開始の原因がやんでいなくても, その必要がなくなることにより, 同意権または代理権の全部が取り消され, その結果前述のように補助開始の審判が取り消されることがあり得る。

補助の利用例として, 不動産の売却, 不動産の賃貸, 預金取引, 遺産分割, 年金の請求・受領, 介護サービス利用契約, 等が考えられる。

4. 任意後見

成年後見制度は民法改正にかかる法定後見(既述の後見, 保佐, 補助よりなる)と, 新立法(任意後見法)による任意後見よりなる。

任意後見とは, 本人(委任者)が, 精神的能力に問題がない状態で自己について後見が必要になったときへの備えとして, あらかじめ後見人を契約で選任しておくことを内容とする法上の仕組みをいう。

この制度の利用が想定される場合として, 老人性痴呆への備え, 軽度の知的障害ある場合, 危険な手術への備え, 法定後見開始の申立権者の確保などが考えられる。

立法の背景として, 高齢化社会の到来, これに伴う痴呆性高齢者の増加がある。また, 法定後見全体に共通する自己決定の担保が強く求められるようになったこと, 民法での対応に問題があったことも指摘せねばなるまい。

民法で対応するには, 代理人の監督制度が存在しなかったこと, 代理権の存在・範囲が不安定であり, 民法上委任・代理権授与契約は判断能力が低下した

後の財産管理(高額な財産の長期, 継続的な管理では)等にとって不向きである, ことなどが問題とされた。

そこで, 法定後見との調整を図りつつ, 既述の背景, 問題に対応すべく特別法すなわち任意後見契約法によることとした。

任意後見契約は, 委任者(本人)が自ら選んだ任意後見受任者との間で, 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分になった場合, 自己の生活の, 療養看護および財産の管理に関する事務の全部を委託し, その委任にかかる事務について代理権を付与することを内容とする契約である。この契約は代理人を監督できるように, 任意後見監督人が選任されたときからその効力が生ずる。この法的性質は, 家庭裁判所による任意後見監督人の選任を停止条件として代理権を付与する委任契約である。

最後に, この契約の成立から終了までの過程の概要について述べる。

委任者と任意後見受任者との間の契約は公正証書によって締結される(公正証書とは, 法律行為や私法上の権利に関する事実について公証人が正規の方式で作成する証書をいう。単なる私文書では執行受諾文言があってもこれによる執行はできないが, 公正証書ではこれが一定の要件を備える場合は, 債務名義(執行可能)となる)。これに基づき公証人が, 登記所に任意後見契約の登記を嘱託する。委任者である本人が通常判断力を有する間の手続きは通常ここまでなされている。

その後本人が精神上の障害により, 事理を弁識する能力が不十分な状況になり, 本人等一定の者または任意後見受任者の申立てにより, 家庭裁判所が任意後見監督人を選任する。この選任によって任意後見受任者は任意後見人となる。任意後見監督人の選任という停止条件の成就により任意後見契約が発効する。発効した契約は, 任意後見人の解任, 解除, 本人が後見・保佐または補助開始の審判を受けたとき, 本人の死亡・破産, 任意後見人の死亡・破産・後見開始の審判があると終了する。この契約の終了は, 代理権消滅として登記される。